

石川県公報

令和4年10月3日(月曜日)

号外

(第82号)

目次

規 則	人事委員会
○ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則 (温暖化・里山対策室) 1	○石川県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則 2
○石川県教育職員免許法令施行細則の一部を改正する等の規則 1	○一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則 8

規 則

ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十月三日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第三十三号

ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則

ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則(平成十六年石川県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。
第百九十五条第一項第三号中「抑制」を「量の削減」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教 育 委 員 会

石川県教育職員免許法令施行細則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

令和四年十月三日

石 川 県 教 育 委 員 会

石川県教育委員会規則第六号

石川県教育職員免許法令施行細則の一部を改正する等の規則

(石川県教育職員免許法令施行細則の一部改正)

第一条 石川県教育職員免許法令施行細則(昭和四十三年石川県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第四条中「第五条第六項」を「第五条第五項」に改める。

第十一条第一項中「第五条第一項の規定により、普通免許状の授与を受けようとする者」の下に「(以下「授与申請者」という。)」を加え、同項第九号を削り、同条に次の一項を加える。

3 第一項第三号イ及びロ、第四号並びに第八号並びに前項の規定は、委員会が授与した普通免許状(教育職員検定に合格した者に授与したものを除く。)のうち失効した普通免許状(免許法第十条第一項各号及び第十一条第四項の規定により失効した免許状を除く。)(以下「失効免許状」という。)について再度の授与の出願があつた場合において委員会が失効免許状の原本又は写しにより過去にその授与申請者に対して失効免許状を授与した事実を確認できるときは適用しない。

第十二条中「第十六条の二第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条第七号を削る。

第十三条第一項中「第六条の規定により、教育職員検定(普通免許状に係るものに限る。次条において同じ。)